

神奈川県賃金アップ支援金のご案内 予告

県では、県内に事業所を有する中小企業者等が、一定の賃金引上げを行った場合に、支援金を交付する予定です。（6月上旬募集開始予定）

交付額：1事業者当たり最大500万円

（加算条件を満たす場合：最大3,000万円）

交付対象事業者	県内に事業所を有する中小企業者等						
主な交付要件	賃上げの実施期間（賃上げの適用日） 令和8年4月1日から9月30日まで						
	交付対象となる従業員 交付対象事業者が雇用する従業員のうち、次の①及び②の条件をいずれも満たすもの ①県内事業所に勤務する雇用保険被保険者及びこれに準ずる者 ②引上げ前の1時間当たりの賃金が1,500円未満の者						
従業員一人当たりの交付額 交付上限額	賃金の引上げ 上記「実施期間」内に、「交付対象となる従業員」の1時間当たりの賃金を「50円以上」又は「100円以上」引き上げ、申請日時点で継続していること						
	従業員一人当たりの交付額 ■ 1時間当たりの賃金を50円以上引き上げた場合：5万円 ■ 1時間当たりの賃金を100円以上引き上げた場合：10万円						
	交付上限額（従業員数） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e1eef6;">引上額</th> <th style="background-color: #e1eef6;">交付上限額（従業員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50円以上</td> <td>1事業者当たり250万円（従業員50人） （加算条件等） 複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、最大1,500万円(300名)を交付</td> </tr> <tr> <td>100円以上</td> <td>1事業者当たり500万円（従業員50人） （加算条件等） 複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、最大3,000万円(300名)を交付</td> </tr> </tbody> </table>		引上額	交付上限額（従業員数）	50円以上	1事業者当たり250万円（従業員50人） （加算条件等） 複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、 最大1,500万円(300名)を交付	100円以上
引上額	交付上限額（従業員数）						
50円以上	1事業者当たり250万円（従業員50人） （加算条件等） 複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、 最大1,500万円(300名)を交付						
100円以上	1事業者当たり500万円（従業員50人） （加算条件等） 複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、 最大3,000万円(300名)を交付						
申請受付期間	令和8年6月上旬～令和8年12月上旬（予定） ※電子申請又は郵送により受付予定	予算には限りがありますので、 早めの申請をおすすめします。					
申請書類	交付申請書兼請求書、雇用保険被保険者証(写)、賃金台帳(写)等（予定）						

申請受付開始日や具体的な要件など詳細については、今後、順次県ホームページ等に掲載します。

【問合せ先】 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 045-210-5739（直通）

<受付時間> 月～金（祝日除く） 9時～17時

※ 後日、コールセンターを開設します。コールセンターを開設前はこちらにお問い合わせください。

県HP

